

平成 3 1 年度

## 学校給食業務事業計画(案)

- (1) 平成 3 1 年度 学校給食予定回数
- (2) 平成 3 1 年度 学校給食センター別担当校
- (3) 平成 3 1 年度 学校給食事業予算
- (4) 平成 3 1 年度 学校給食食育事業
- (5) 平成 3 1 年度 学校給食費事業

川越市教育委員会

(1) 平成31年度 学校給食予定回数 (案)

1 学校給食実施予定回数 (小) 186回 (中) 186回  
 2 月平均給食回数 17回

実施月	給食実施日	回数	備考
4	10日(水)～26日(金)	13	小学校1年生は17日(水)から開始
5	7日(火)～31日(金)	19	
6	3日(月)～28日(金)	20	
7	1日(月)～17日(水)	12	
9	3日(火)～30日(月)	18	
10	1日(火)～31日(木)	21	
11	1日(金)～29日(金)	19	
12	2日(月)～20日(金)	15	
1	9日(木)～31日(金)	16	
2	3日(月)～28日(金)	18	
3	2日(月)～23日(月)	15	小学校6年生は19日(木)で終了 中学校3年生は11日(水)で終了
	合計	186	

学校給食費(月額) 小学校 4,350円 中学校 5,250円  
 小学校1年生の給食は4月17日(水)から8回給食とする。 4月分 2,056円  
 中学校3年生の給食は3月11日(水)まで8回給食とする。 3月分 2,480円  
 特別支援学校3年生の給食は3月6日(金)まで5回給食とする。 3月分 1,550円

(2) 平成31年度 学校給食センター別担当校 (案)

学校給食センター名	担当校数	学 校 名	
		小 学 校	中 学 校
菅間学校給食センター	小学校20校  (11,794食)	川越第一小・川越小 中央小・仙波小・武蔵野小 大塚小・泉小・月越小 今成小・芳野小・古谷小 南古谷小・牛子小・寺尾小 大東東小・大東西小 霞ヶ関東小・上戸小 広谷小・山田小	
菅間第二学校給食センター	小学校12校 中学校11校 特別支援学校1校  (12,211食)	新宿小・高階小 高階南小・高階北小 高階西小・福原小 霞ヶ関小・霞ヶ関南小 霞ヶ関北小・霞ヶ関西小 川越西小・名細小	初雁中・城南中・芳野中 東中・南古谷中・高階中 高階西中・寺尾中・砂中 福原中・山田中 特別支援学校
今成学校給食センター	中学校11校  (4,469食)		川越第一中・富士見中 野田中・大東中 大東西中・霞ヶ関中 霞ヶ関東中・霞ヶ関西中 川越西中・名細中・鯨井中
合 計 55校	小学校32校 中学校22校 特別支援学校1校  (28,474食)	32校  (19,156食)	23校  (9,318食)

(3) 平成31年度 学校給食事業予算(案) 【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	節	細節	金額		比較	充当先	説明
					31年度	30年度			
使用料及び手数料	使用料	教育使用料	学校保健使用料	行政財産使用料	1,067	702	365	特定	電柱使用料、自動販売機設置料、ガバナ一室使用料 (菅間第二学校給食センター分) 自動販売機設置料、事業者用駐車場使用料等
諸収入	雑入	雑入	学校給食費	学校給食費 実費徴収金 (現年度分)	1,457,184	1,452,920	4,264	特定	学校給食費 小学校:922,545千円 中学校:534,639千円
"	"	"	"	学校給食費 実費徴収金 (滞納繰越分)	6,548	6,878	-330	一般	学校給食費の滞納繰越分
"	"	"	教育費雑入	その他雑入	1,020	766	254	一般	廃食油、段ボールほか売却代金
市債	市債	教育債	学校保健債	学校給食センター 施設整備事業債	8,100	37,500	-29,400	特定	菅間学校給食センター水中ばっ気 装置交換工事
※※ 合計 ※※					1,473,919	1,498,766	-24,847		

平成31年度 学校給食事業予算(案) 【歳出】

款:教育費 項:学校保健費 目:学校給食センター管理費 事業:学校給食センター運営管理 (単位:千円)

節	金額		比較	説明
	31年度	30年度		
報酬	191	127	64	非常勤職員報酬
賃金	755	924	-169	作業員賃金
報償費	150	155	-5	報償金
旅費	315	350	-35	普通旅費
需用費	1,621,050	1,639,776	-18,726	食糧費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料、医薬材料費、被服費
(内、賄材料費)	1,457,184	1,452,920	4,264	賄材料費
役員費	21,015	24,115	-3,100	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	165,500	168,500	-3,000	業務委託料、施設・備品管理委託料
使用料及び賃借料	3,604	9,768	-6,164	使用料及び賃借料
原材料費	80	80	0	整備等材料費
備品購入費	2,800	2,700	100	庁用器具費
負担金、補助及び交付金	219	218	1	負担金
※※ 合計 ※※	1,815,679	1,846,713	-31,034	

款:教育費 項:学校保健費 目:学校給食センター管理費 事業:学校給食センター施設整備 (単位:千円)

節	金額		比較	説明
	31年度	30年度		
委託料	0	3,127	-3,127	業務委託料
工事請負費	10,802	50,000	-39,198	菅間学校給食センター水中ばっ気装置交換工事
※※ 合計 ※※	10,802	53,127	-42,325	

款:教育費 項:学校保健費 目:学校給食センター管理費 事業:菅間第二学校給食センター整備運営 (単位:千円)

節	金額		比較	説明
	31年度	30年度		
委託料	506,254	495,375	10,879	業務委託料(PFIサ-ビス対価C維持管理・運営分)
公有財産購入費	21,426	21,149	277	建物購入費(PFIサ-ビス対価B施設整備費の割賦払分)
※※ 合計 ※※	527,680	516,524	11,156	

#### (4) 平成31年度 学校給食食育事業(案)

- ① **学校の年間計画に位置づけた小学校2年生対象の食に関する指導の実施**  
市立小学校全校の2年生を対象に食品の3つの働きやバランスのとれた食事の大切さ等の指導を行う。
- ② **小学校5・6年生家庭科における授業の実施**  
依頼のある学校で、家庭科(調理実習含む)の指導を行う。
- ③ **学校における各種食に関する指導の実施**  
依頼のある学校で、給食試食会の講演、学級活動や総合的な学習等における食に関する指導、給食指導などを行う。
- ④ **小学校新1年生就学時健康診断及び入学説明会における食に関する指導の実施**  
依頼のある学校で、新1年生就学時健康診断及び入学説明会における保護者向けの食に関する指導を行う。
- ⑤ **各種広報紙の発行**  
家庭に対する食育の啓発や情報提供を目的とし、小・中・特別支援学校の児童生徒の全家庭を対象に4・6・7・11・2月に給食だよりを発行、1月に給食広報「いきいき」を発行する。(4月の給食だよりは小学校1年生のみ)
- ⑥ **夏休み料理教室の開催**  
学校給食について理解を深めることと調理の基礎を学習することを目的とし、市内在住の小・中学生とその保護者を対象に夏休み期間中に給食に関係した調理実習および食に関する指導を実施する。
- ⑦ **食の探検隊の開催**  
学校給食を通じて地域の自然や環境、食文化、産業に触れ、食糧の生産、流通、消費について理解を深めることを目的とし、市内在住の小・中学生とその保護者を対象に埼玉県民の日に収穫体験、調理実習、工場見学等を実施する。

⑧ 学校給食の啓発普及

・健康まつりへの参加

学校給食について理解することを目的とし、広く市民を対象に学校給食に関する資料の配布やパネル展示等を行う。(実施日については、主催者側により決定)

・かわごえ産業フェスタへの参加

学校給食について理解することを目的とし、広く市民を対象に学校給食に関するパネルや調理器具の展示等を行う。(実施日については、主催者側により決定)

・学校給食週間事業（1月24～30日）

学校給食について理解することを目的とし、広く市民を対象に全国学校給食週間に合わせて学校給食に関するパネル展示や資料配布を行う。

⑨ 残菜調査

学校給食の喫食状況を把握し学校給食の充実を図ることを目的とし、学校給食の残菜調査を実施する。



(5) 平成31年度 学校給食費事業 (案)

1 学校給食費実費徴収金 (現年度分) 歳入

小学校	月 額	4,350 円 (1年生の4月2,056円)
	人 数	19,412名 (教職員、センター職員を含む)
	金 額	922,545,000円①
中学校	月 額	5,250 円 (3年生の3月2,480円 特別支援学校3年生の3月1,550円)
	人 数	9,397名 (教職員、センター職員を含む)
	金 額	534,639,000円②

歳入合計 ①+② 922,545,198円 + 534,639,000円 = 1,457,184,000円

2 学校給食費実費徴収金 (滞納繰越分) 歳入

平成16年～30年滞納繰越分 14,115,901円

歳入合計 14,115,901円 × 46.39% (収入率) = 6,548,000円

3 学校給食費未納対策

(決算額)

年度	区分	件数	調定額(円)	収入済額 (円)	不納欠損 額(円)	収入未済 額(円)	収入率
25	現年度分	314,766	1,322,790,192	1,314,630,693		8,159,499	99.38%
	滞納繰越分	1,029	25,482,754	13,169,667		12,313,087	51.68%
	合 計	315,795	1,348,272,946	1,327,800,360	0	20,472,586	98.48%
26	現年度分	314,587	1,321,527,919	1,314,369,536		7,158,383	99.46%
	滞納繰越分	870	20,472,586	11,386,092		9,086,494	55.62%
	合 計	315,457	1,342,000,505	1,325,755,628	0	16,244,877	98.79%
27	現年度分	314,430	1,431,545,540	1,424,530,991		7,014,549	99.51%
	滞納繰越分	741	16,244,877	6,932,527	17,300	9,295,050	42.68%
	合 計	315,171	1,447,790,417	1,431,463,518	17,300	16,309,599	98.87%
28	現年度分	315,790	1,439,546,922	1,432,714,676		6,832,246	99.53%
	滞納繰越分	756	16,309,599	7,565,757		8,743,842	46.39%
	合 計	316,546	1,455,856,521	1,440,280,433	0	15,576,088	98.93%
29	現年度分	318,052	1,445,740,791	1,437,336,480		8,404,311	99.42%
	滞納繰越分	749	15,576,088	6,392,554	107,601	9,075,933	41.04%
	合 計	318,801	1,461,316,879	1,443,729,034	107,601	17,480,244	98.80%

※現年度分件数：延べ児童生徒数（喫食期間が複数月ある場合はその月数分重複あり）

※滞納繰越分件数：延べ児童生徒数（滞納期間が複数年ある場合はその年数分重複あり）

学校給食費の時効は2年と短く、そのため、時効を意識した早期の未納対策を講じる必要があります。

(1) 現年対策

① 口座振替登録の促進

小学校1年生から中学校3年生を対象に年3回(6・9・1月 中学校3年生の1月は行わない)の案内をします。

② 督促状・催告文書

督促状・・・毎月、学校経由で送付します。

催告文書・・・現年のみを対象に3ヶ月以上滞納のある者に年2回(4・11月)郵送します。

③ 電話催告

概ね、4か月以上の滞納とならないよう随時実施するほか、年2回(9・1月)の強化期間を設けておこないます。



④ 臨宅等

文書催告や電話催告をおこなっても接触が図れない者や約束不履行の者に年2回(5・10月)実施します。

(2) 滞納繰越対策

① 催告文書

年3回(5・8・11月)郵送します。

② 電話催告

文書催告をおこなっても納付のない者を対象に随時実施するほか、年3回(6・9・1月)の強化期間を設けおこないます。

③ 臨宅等

文書催告や電話催告をおこなっても接触が図れない者や約束不履行の者に年3回(7・10・1月)実施します。

④ 収納対策課への移管

臨宅等をおこなっても、接触が図れない者や約束が不履行の者の中から特に悪質な案件については収納対策課へ移管します。